

●重要事項説明書●

「テナント総合保険」のご説明(契約概要)



- ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願い申し上げます。
- 本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、必ず約款(弊社ホームページ <http://www.japanwide.co.jp> にございます)をご参照ください。また、ご不明な点につきましては、代理店または弊社までお問合せください。
- お客さまにとって特に不利益となる事項の記載箇所には★印を付けておりますので必ずご確認ください。

1. 商品の仕組み

テナント総合保険とは、業務用の什器・備品類と家主・第三者への賠償責任を補償する、賃貸入居者向けの火災保険の愛称です。

テナント総合保険は火災をはじめとする様々な事故により、被保険者が業務用として入居する事務所等に収容された什器・備品類が損害を受けた場合に保険金等をお支払いします。また、火災等の事故により、被保険者が入居する事務所等の貸主または他人に対して法律上の損害賠償責任を負担したときには、賠償責任保険金をお支払いします。

2. 補償内容

(1)「テナント総合保険」の補償内容(※1回の事故に対して支払う損害保険金等および賠償責任保険の限度額は合計で1,000万円です) 保険金等をお支払いする事由は次のとおりです。詳細については約款にてご確認ください。

■テナント総合保険の目的(補償されるもの)

テナント総合保険の目的は、業務用として入居する物件に収容され、被保険者が業務用として所有する「什器・備品類(*)」です。

(*)…什器備品類とは設備、装置、什器、備品のことをいいます。商品、製品、原材料、仕掛品等は除きます。

■テナント保険のお支払保険金の基準について

テナント総合保険の什器・備品類の損害は再調達価額(※1)基準の実損害額でお支払します。ただし、貴金属等は時価額(※2)基準になります。その他詳細は約款をご覧ください。

※1…同等のものを購入するのに必要な金額をいいます。 ※2…再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

■テナント総合保険の目的に含まれないもの(補償されないもの)

以下のものは補償されない主なものです。詳細は約款をご覧ください。

- ①船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。)、航空機および自動車(自動三輪車、自動二輪車および原動機付自転車を含みます。)ならびにこれらの付属品およびこれらに収容されている物
- ②通貨、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手、乗車券等その他これらに類するもの
- ③義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの
- ④動物および植物等の生物
- ⑤稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの
- ⑥テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ、その他これらに準ずるもの
- ⑦商品、製品、原材料その他これらに類するもの
- ⑧入居物件以外に収容される被保険者所有の業務用什器備品

■損害保険金等をお支払いする主な場合

損害保険金等をお支払いする主な事故は次の通りです。詳細は約款をご覧ください。

- (1)損害保険金
 - ①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故による水濡れ
 - ⑤風災・ひょう災・雪災 ⑥建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊 ⑦騒じょうおよび類似の集団行為または労働争議に伴う暴力行為など
 - ⑧保険の目的に生じた盗難 ⑨業務用の通貨の盗難 ⑩業務用の預貯金証書の盗難 ⑪いたづら ⑫水害
- (2)費用保険金
 - ①臨時費用保険金 ②修理費用保険金 ③水道管修理費用保険金 ④地震火災費用保険金 ⑤ドアロック交換費用保険金
 - ⑥ピッキング防止費用保険金 ⑦残存物清掃費用保険金 ⑧近隣見舞費用保険金
- (3)その他
 - ①損害防止費用

★損害保険金等をお支払いできない主な場合

下記の事由によって生じた損害に対しては損害保険金等はお支払い出来ません。詳細は約款をご覧ください。

- ①ご契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反。
- ②保険の目的の使用もしくは管理を委託された者、被保険者または被保険者の役員、使用人の故意。
- ③保険の目的の紛失または置き忘れ。
- ④保険の目的が屋外にある間に生じた盗難。
※ただし、保険の目的が入居物件の軒下または団地等の野外の自転車置き場で屋根付のものにある場合を除きます。
- ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波。

■賠償責任保険金をお支払いする主な場合

賠償責任保険金をお支払いする主な事故は次の通りです。詳細は約款をご覧ください。

- ①火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水濡れにより入居物件が損壊した場合で、その貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合
- ★上記①の内、給排水設備による水濡れ事故の場合、保険金の支払限度額は100万円となりますのでご注意ください。
- ②日本国内において、入居物件の施設もしくは設備の使用または管理に起因する偶然な事故または入居物件における業務の遂行に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物を損壊させた場合において、その他人に対する法律上の賠償責任を負った場合

★賠償責任保険金をお支払いできない主な場合

下記の事由によって生じた損害に対しては賠償責任保険金はお支払い出来ません。詳細は約款をご覧ください。

- ①ご契約者や被保険者の故意 ②被保険者の心神喪失または指図 ③入居物件の改築、増築、取りこわし等の工事 ④弁護士、会計士、建築士、設計士、その他これらに類似の職業人が行なう専門的な職号行為に起因する損害賠償責任

- ⑤被保険者またはその使用人が行なった、次に掲げる行為またはそれらの結果に起因する損害賠償責任 a. あんま、マッサージ指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等 b. 身体の整形 c. 調髪、顔そり等の理容またはパーマメントウェーブ、結髪、化粧等の美容
- ⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波

3. 主な特約とその概要

この保険でセットされる特約条項はありません。

4. 保険期間

この保険の期間は、2年間です。保険始期日の午前0時に始まり、保険始期日の2年後の同一日付の前日の24時に終わります。

5. お引受条件

- (1)お客さまは申込書裏面等記載の「業種(職種)一覧表」を参考に、事務所等、飲食店のどちらに該当するかを確認します。確認されましたら、申込書記載の補償プラン一覧から200万円単位で保険金額別プラン(保険金額は再調達価額(※1)で設定しております。)をお客さまご自身がお決めください。なお、事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、保険金額は評価額いっぱい設定してください。ご契約の際、保険金額が保険の目的の評価額を超えており、ご契約者、被保険者等が善意でかつ重大な過失がなかった場合には弊社に対する通知をもってその超過額部分について、取り消すことができます。また、ご契約後に保険の目的評価額が著しく減少した場合は、弊社に対する通知をもって減少後の保険の目的の価額に至るまでの減額を請求することができます。
※1…再調達価額とは、同等のものを購入するのに必要な金額をいいます。
- ★(2)次の場合は、お引受けできません。
 - ①すでに被保険者を同じにする弊社の他のテナント総合保険契約がある場合
 - ②弊社規定に基づく引受対象外の業種(職種)の場合
- ★(3)弊社は保険金の支払いが集積し、経営維持に重大な影響があると認められる場合に限り、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- ★(4)弊社は保険料の計算基礎が、予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険契約満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険期間残余分における保険金額の減額を行うことがあります。

6. 保険料および保険料払込期日

実際にお支払いいただく保険料は申込書をご覧ください。保険料の払込期日は次のとおりです。

払込方法	払込手段	区分	保険料種類	払込期日	お支払保険料
一括払い	コンビニエンスストア払い	新規、継続	一括払保険料	保険始期日	一括払保険料
	銀行振込み	新規、継続	一括払保険料	保険始期日	一括払保険料
	団体集金	新規、継続	一括払保険料	保険始期日	一括払保険料

- ★保険料の領収日と保険期間の初日が同一の場合において、保険料の領収時刻より前に発生した事故による損害に対しては保険金をお支払いいたしません。
- ★保険料の計算基礎が、予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険契約満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険期間残余分における保険料の増額を行うことがあります。

7. 保険料の払込方法・払込手段

(1) 保険料の払込方法・払込手段は、2年一括払(コンビニエンスストア払込、弊社銀行口座への直接払込、団体集金)となります。

8. 満期返戻金、契約者配当金

この保険には、満期返戻金及び契約者配当金はありません。

9. 解約および解約返戻金の有無について

ご契約を解約される場合は、弊社までご連絡ください。手続きに必要な書類を郵送します。この場合、保険期間のうち未経過であった期間に対し、解約返戻金をお支払いします。詳しくは弊社までお問合せください。

お客さまへのお願い: 被保険者がご契約者と異なる場合には必ずその旨をお申し出いただき、この書面の重要な事項を必ず被保険者にお伝えください。

保険に関するご質問・ご相談・苦情・ご連絡先窓口

日本ワイド少額短期保険株式会社 0120-76-7081 【営業時間 9:00~17:00(土日・祝日除く)】

「テナント総合保険」のご説明(注意喚起情報)

日本ワイド少額短期保険株式会社

●重要事項説明書●

- ご契約に際してお客さまにとって不利益となる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願い申し上げます。
- 本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、必ず約款(弊社ホームページ <http://www.japanwide.co.jp> にございます)をご参照ください。また、ご不明な点につきましては、代理店または弊社までお問合せください。
- お客さまにとって特に不利益となる事項の記載箇所には★印をつけておりますので、必ずご確認ください。

1. クーリングオフ(契約申し込みの撤回等について)

- (1)ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。
- (2)クーリングオフをされる場合は、クーリングオフの説明書を受領した日と保険契約申込日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内に弊社宛に必ず郵送にて行ってください。ただし、すでに保険金をお支払する事由が生じているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフのお申出をされた場合は、クーリングオフの効力は生じないものとし、保険金をお支払いします。
- (3)ご郵送いただくハガキまたは封書には、次の必要事項をご記入ください。
※ご契約を申込まれた代理店では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできません。

【必要事項】① ご契約をクーリングオフする旨の記載
② ご契約を申し込まれた方の住所、氏名(捺印)、ご連絡先電話番号
③ ご契約を申し込まれた保険の内容として、申込年月日・保険商品名(テナント総合保険)・証券番号
④ ご契約を申込まれた代理店名(お分かりになれば取扱営業店名についてもご記入ください。)
【送付先】〒818-0083 福岡県筑紫野市針摺中央2丁目16-8-3F
日本ワイド少額短期保険株式会社

2. 被保険者について(範囲と制限)

- ★(1)範囲
テナント総合保険の被保険者は、この保険における入居物件に入居する申込書被保険者氏名欄に記載の方(「記名被保険者」といいます。)をいいます。記載がない場合は契約者と同一とします。
- ★(2)制限
被保険者には次の制限がありますのでご注意ください。
①このテナント総合保険契約の被保険者は、重複して弊社の他のテナント総合保険契約の被保険者となることはできません。

3. 告知義務など

- ★(1)ご契約時に弊社に重要な事項を申出いただく義務(告知義務)があります。申込書の記載事項が事実と違っている場合には、保険金をお支払いできないことや、お客さまに対する書面をもってご契約を解除させていただくことがあります。なお、告知事項とは、①お客さまの氏名または名称 ②被保険者の氏名または名称 ③入居物件の住所 ④入居物件の用途 ⑤被保険者の業種 ⑥他の保険契約の有無、をいいます。
- ★(2)ご契約時に次のいずれかに該当する事実があったときは、保険契約は無効とします。
①ご契約者または被保険者が、弊社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事実がすでに発生していたことを知っていたとき
②既に被保険者を同じくする弊社の他のテナント総合保険契約があるとき。この場合には保険始期日が最も早い保険契約のみを有効とし、その他の保険契約を無効とします。
③お客さまが、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したとき

4. 通知義務など

- ★ご契約後に次の変更等が生じる場合には、ご契約者または被保険者が遅滞なく弊社までご通知ください。ご通知がない場合、変更後に生じた事故については保険金をお支払いできないことや、お客さまに対する書面をもってご契約を解除させていただくことがあります。
①入居物件の用途を変更した場合 ②業務用什器備品を譲渡した場合 ③業務用什器備品を他の場所に移転した場合 ④業務用什器備品を保険の目的とした他の保険契約を締結した場合
⑤その他告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合
- ★弊社は「入居物件の用途を変更した場合」の事実がある場合において、入居物件の用途を業務用以外へ変更した場合には、ご契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
この場合において、すでに保険金をお支払いしていたときは、その返還を請求することができます。
★お客さまが保険証券等記載の住所または通知先を変更したときは、お客さまは遅滞なく、その旨を弊社まで通知しなければなりません。

5. 保険責任期間の始期と終期

- (1)一括払でコンビニエンスストア払込み等の場合の契約締結には、①申込みの承諾、②保険料の払込み、が要件となり、保険責任期間は保険料払込日以降の日付で、保険料払込日時と申込書に記載された保険始期日の0時のどちらか遅いほうから始まり、保険始期日の2年後の同一の日付の前日24時に終わります。

6. 主な免責事由

- ★(1)この保険では、次に掲げる主な事由によって生じた損害に対して保険金をお支払いいたしません。なお、損害保険金(什器・備品などの補償)と賠償責任保険金では、支払われない事由が異なりますのでそれぞれ普通保険約款の「保険金をお支払いしない場合」の項目をご参照ください。

損害保険金(什器・備品類)

①保険契約者、被保険者またはこれらの者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ②保険の目的の使用もしくは管理を委託された者、被保険者または被保険者の役員、使用人の故意 ③保険の目的の紛失または置き忘れ ④保険の目的が屋外にある間に生じた盗難。 ※ただし、保険の目的が入居物件の軒下または団地等の野外の自転車置き場で屋根付のものにある場合を除きます。

⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波 など

賠償責任保険金

①保険契約者または被保険者が、入居物件を貸主に引き渡した後に発見された入居物件の損壊に起因する損害賠償責任 ②もっぱら被保険者の業務以外の日常生活の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ③被保険者と同居する者に対する損害賠償責任 ④保険契約者、被保険者またはこれらの者の故意 ⑤被保険者またはその使用人が行った次に掲げる行為またはそれらの結果に起因する損害賠償責任 a. あんま、マッサージ指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等 b. 身体の整形 c. 調髪、顔そり等の理容またはパーマントウェーブ、結髪、化粧等の美容 ⑥汚染物質の排出、流出、溢りまたは漏出に起因する損害賠償責任 ⑦地震もしくは噴火またはこれらによる津波 など

- ★(2)保険金の支払が集積し、経営維持に重大な影響があると認められる場合に限り、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- ★(3)保険料の計算基礎が、予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険契約満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険期間残余分における保険金額の減額を行うことがあります。

7. 保険料の払込猶予期間と契約の失効・復活について

- (1)当該保険の保険料の払込猶予期間はありません。
- ★(2)保険契約締結後、次のいずれかに該当する場合は、その事実が発生したときに、保険契約は失効します。なお、保険契約の復活は取扱いをいたしません。 a. 保険の目的の全部が滅失した場合 b. 保険の目的の全部を譲渡した場合
- ★(3)保険料の計算基礎が、予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険契約満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険期間残余分における保険料の増額を行うことがあります。

8. 少額短期保険業者破綻時の取扱い

万一弊社が経営破綻した場合であっても、「損害保険契約者保護機構」による資金援助は行われません。また、保険業法で定める補償対象契約に該当しないため、同機構による保護はございません。弊社は、保険業法に基づいた少額短期保険業を運営しており、事業規模に応じた保証金の供託を行い、事業継続の不測の事態に備えています。ただし、弊社が破産手続き開始の決定を受けたときは、お客さまは保険契約を解除することができます。お客さまが解除しなかったときは、当該保険契約は、破産開始決定の日から3ヶ月を経過した日に失効します。

9. ご契約時およびご契約後にご注意いただきたいこと

- ★(1)弊社は少額短期保険業者のため、次の場合はお引き受け出来ません。
①保険期間が2年を超える場合 ②1被保険者について、保険金額が1,000万円を超える契約。ただし、特に保険事故の発生が低いと見込まれる個人の日常生活に関わる賠償責任保険を含むものがある場合には別枠で1,000万円の引受を行なうことができます。④1保険契約者あたりの全ての被保険者の保険金額の合計額が10億円を超える場合 ⑤地震保険法にもとづく地震保険の引受け
- ★(2)他の保険契約がある場合で、他の保険契約から保険金が支払われていないときは、当該保険契約の支払責任額をお支払いします。また、他の保険契約から保険金が支払われたときは、支払限度額から、他の保険契約から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額をお支払いします。ただし、この当該保険契約の支払限度額を限度とします。
- (3)保険証券はご契約後に弊社からご郵送または電磁的方法でご契約者の皆さまにご案内いたしますので大切に保管してください。

10. 事故が起こったときの手続きおよび注意点

- (1)ご契約いただいた保険契約で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく弊社までご連絡ください。事故の届出が遅れると、保険金のお支払いが遅れる場合があります。
- (2)火災などの事故の場合は、損害のあったことの確認が必要となりますので、焼けたもの等を弊社の調査前に処分なされないで下さい。
- (3)賠償責任にかかわる事故が発生した場合は、必ず弊社にご相談の上、示談交渉を行ってください。弊社の承認がないままに、被害者に対し損害賠償責任を承認された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
- (4)被保険者が保険金を請求する場合は弊社が求める次の書類をご提出いただけます。①保険金の請求書②損害見積書③保険の目的の盗難による損害の場合は所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類④他の保険契約の有無および内容を確認するための書類
- (5)保険金請求については時効(3年)がありますので、ご注意ください。

■ 事故受付専用ダイヤル:0120-51-9482【受付時間 24時間365日】

11. 契約の更新(契約の継続)

- (1)弊社は、この保険契約の満了する日の60日前までにご契約者の住所宛に継続案内書を郵送します。
- (2)継続案内書の記載内容に変更がある場合は、この保険契約の満了する30日前までに、書面にて弊社に通知してください。
- (3)この保険契約の満了する日の前日までに、ご契約者から保険契約を継続しない旨の申し出がない限り、この保険契約の満了日に、継続案内書に記載された契約内容で継続されるものとします。
- (4)保険契約が継続された時は、弊社は継続証を発行します。
- ★(5)弊社は、収支予測その他の方法により保険料率の妥当性を検証し、次の①②を行う場合があります。この場合は、継続案内書で予めご契約者へお知らせします。①保険契約の継続時に、保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあること。②当該商品が不採算となり、継続契約の引受けが困難となった場合には継続を引受けないことがあること。

12. 指定紛争解決機関について

弊社はお客さまからお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。なお、お客さまの必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、弊社が契約する(指定紛争解決機関)「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8 八丁堀SFビル2階 TEL: 0120-82-1144 FAX: 03-3297-0755

受付時間: 9:00~12:00、13:00~17:00 受付日: 月曜日から金曜日(祝日および年末年始休業期間を除く)

13. 個人情報のお取り扱いについて

弊社は、プライバシーポリシーに基づき、お客様の個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、安全管理について適切な措置を講じてまいります。

1. 個人情報の取得
弊社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。
2. お客様に関する情報の利用目的について
お客様からご提供いただいた個人情報は、保険業の健全な運営とお客様に対するサービスの提供のため、次の目的達成に必要な範囲内で利用させていただきます。
①保険契約の引受、管理 ②適正な保険金の支払い など
3. お客様に関する情報の外部への提供について
弊社は、個人情報について、利用目的の達成に必要な範囲内で以下の場合に第三者に提供することがあります。
①弊社の業務遂行上必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)に提供する場合 ②適正な保険金支払のために保険事故の関係者(修理業者、保険事故の当事者等)に提供する場合 など
弊社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービスについては弊社ホームページ(<http://www.japanwide.co.jp>)をご覧ください。

【お問合せ窓口】 住所: 福岡県筑紫野市針摺中央2丁目16-8-3F 担当部署: 日本ワイド少額短期保険(株)業務部
電話番号: 0120-17-1669 (フリーダイヤル)